

- 医療法に基づき、都道府県が作成する「医療計画」については、計画の作成に当たり、検討が必要な事項等が、平成29年3月31日付けで、厚生労働省から都道府県に対し、通知されていたところ。
- 今般、平成29年7月31日付けで、社会保障審議会医療部会等での議論を踏まえ、上記通知について、一部改正を行ったものが都道府県に対し通知され、追加検討事項についても併せて参考とし、医療計画の作成を行うこととされている。
- なお、医療計画と介護保険事業(支援)計画の整合性の確保を図るため、医療と介護の協議の場で検討することとされている、「在宅医療等の新たなサービス必要量」※については、その数値が、平成29年7月28日付けで開催された、内閣官房の専門調査会において公表されている。
- この数値についての具体的な対応方法は、今後、厚生労働省から、都道府県に対し更に示されることとなっている。

※在宅医療等の新たなサービス必要量:

地域医療構想における2025年の在宅医療等の必要量のうち、一般及び療養病床から在宅医療等で追加的に対応する需要

1

「医療計画について」の一部改正の概要

病床整備	一般及び療養病床については、基準病床数と既存病床数の比較だけでなく、地域医療構想に定める病床数の必要量を踏まえて対応
医師	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域枠は原則として地元限定 ● 地域枠医師の増加や就業義務年限を前提とした、キャリア形成プログラムを都道府県(地域医療支援センター等)が大学と連携の上策定 ● 地域医療支援センターによるへき地医療支援機構の統合を視野に、へき地における一体的な医師確保の実施 ● 地域医療支援センターによる、へき地以外への代診医派遣に医師の負担の軽減や、医療勤務環境改善支援センターと連携した勤務環境改善の推進
歯科医師	病院に勤務する歯科医師の配置状況を踏まえた、役割の明確化による歯科医療の向上
薬剤師	患者・住民とのコミュニケーション能力や、医療機関との連携強化につながる多職種による研修の実施
看護師	<ul style="list-style-type: none"> ● 離職届を活用した復職支援や勤務環境改善による離職防止 ● 特定行為研修を行う指定研修機関及び実習協力施設の確保による研修体制の整備に向けた具体的な計画の策定
医療介護連携	地域医療構想における将来の在宅医療等の必要量のうち、在宅医療等で追加的に対応するとして、一般及び療養病床の需要の具体的な対応方法を、今後厚生労働省が通知。

2

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正の概要

脳卒中

- 急性期の医療体制について、単一の医療機関で24時間での診断・治療体制が確保できない場合は、地域の複数の医療機関が連携した体制を確保
- 個々の患者の症状に基づき、回復期リハビリテーションの適応ができる体制の確保
- 退院後の在宅療養における再発に備えた教育や、合併症・再発時における連携体制の確保

急性心筋梗塞等の心血管疾患

- 急性大動脈解離の急性期医療の提供体制の確保に必要な圏域の設定についての検討
- 慢性心不全の増悪時における提供体制の確保
- 疾病管理プログラムに基づく、回復期及び在宅療養環境の提供体制の整備

精神疾患

- 認知症疾患医療センター等の整備による早期診断・対応体制の整備
- 急性期病院における認知症対応能力の向上
- 認知症ケアパス等を活用した、医療・介護連携の推進

周産期

無産医二次医療圏の現状把握による、圏域設定の見直し及び提供体制の確保

在宅医療

- 地域医療構想における、2025年の在宅医療等の必要量のうち、訪問診療の需要に対応する医療提供施設の数値目標を原則設定
 - 「退院支援」「急変時の対応」及び「看取り」の機能ごとの数値目標の設定を検討
 - 「訪問看護」「訪問歯科診療」及び「訪問薬剤管理指導」の主要な職種ごとの数値目標の設定を検討
- ※在宅医療等の新たなサービス必要量についての対応方針は追って通知